## (外交防衛委員会)

南 1 ン ド 洋 漁 業 協 定  $\mathcal{O}$ 締 結 12 0 7 て 承 認 を 求 8 る  $\mathcal{O}$ 件 閣 条 第 八 号) (衆 議 院 送 付 要 旨

南 イ ン ド 洋 に お け る ま ぐろ 類 以 外  $\mathcal{O}$ 漁 業 資 源 を 管 理 す る 枠 組 4 を 構 築 す るた め、二〇〇 年 平 成 + 三年)

以 来 政 府 間 協 議 が 行 わ れ た 結 果、  $\overline{\phantom{a}}$  $\bigcirc$ 六 年 平 成 + 八 年) 七 月 七 日 に 口 7 に お 1 て、 0) 協 定 が 採 択 さ

れ  $\bigcirc$ 年 平 成 + 兀 年) 六 月 に 効 力 が 発 生 L た。  $\mathcal{O}$ 協 定 は 南 イ ン ド 洋  $\mathcal{O}$ 公 海 に お け る 漁 業 資 源

 $\mathcal{O}$ 長 期 的 な 保 存 及 75 持 続 可 能 な 利 用  $\mathcal{O}$ 確 保 を 目 的 لح L て、 締 約 玉 会 議 で 定  $\Diamond$ る 保 存 管 理 措 置 をと ること 等

 $\mathcal{O}$ 協 定 は 南 イ ン K 洋  $\bigcirc$ 公 海  $\mathcal{O}$ 水 域 に 0 11 7 適 用 す る

0

11

て

定

8

る

t

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

り

前

文、

本

文二

+

八

筃

条

及

び

末

文

カン

5

成

り、

主

な

内

容

は

次

 $\mathcal{O}$ 

لح

お

ŋ

で

あ

る。

に

定

期

的

に

숲

合

締 約 玉 は  $\mathcal{O}$ 協 定  $\mathcal{O}$ 実 施 に 関 す る 事 項 を 検 計 L 及 び 関 連 す る 全 7  $\mathcal{O}$ 決 定 を 行 う た  $\Diamond$ に

す る。 締 約 玉 は 締 約 玉 会 議  $\mathcal{O}$ 第 口 会 合 に お 1 て、 予 算 及 び そ れ に 付 随 す る 財 政 規 則  $\mathcal{O}$ 採 択 12 0 1 て 検

討する。

三、 締 約 玉 会 議 は 漁 業 資 源  $\mathcal{O}$ 状 熊 を 検 討 し、 漁 業 資 源 に 関 L 調 杳. 活 動 を 促 進 L 入 手 可 能 な 最 良  $\mathcal{O}$ 科 学 的

証 拠 に 基 づ < 保 存 管 理 措 置  $\mathcal{O}$ 採 択 等 を 行 う。 ま た 締 約 玉 会 議 は、 違 法 な 漁 業 等 を 防 止 す る た 8  $\mathcal{O}$ 措 置 箬

 $\mathcal{O}$ 作 成 締 約 玉  $\mathcal{O}$ 割 当 量  $\mathcal{O}$ 配 分 及 び 漁 獲 努 力 量  $\mathcal{O}$ 制 限 等  $\mathcal{O}$ 検 討 等 を 行 う。

兀 締 約 玉 会 議 は 常 設  $\mathcal{O}$ 科 学 委 員 会 及 び 澊 守 委 員 会 を 設 置 す る。 ま た、 締 約 玉 会 議 は 0 協 定  $\mathcal{O}$ 目 的  $\mathcal{O}$ 

実 施 に 関 す る 事 項 に 0 11 7 研 究 及 び 報 告 を 行 う た  $\Diamond$ に 必 要 な 委 員 会 を 設 置 す るこ と が で きる。

と と Ł に 自 玉 が と 0 た 実 施 措 置 及 び 遵 守 措 置 に 0 1 7 報 告 L 並 び に 自 玉 に 関 す る 重 大 な 違 反  $\mathcal{O}$ 容 疑 に

0 1 て 調 査 す る 五

締

約

国

は

ک

 $\mathcal{O}$ 

協

定

並

び

に

締

約

玉

会

議

が

合

意

す

る

保

存

管

理

及

てバ

他

 $\mathcal{O}$ 

措

置

又

は

事

項

を

速

B

カコ

に

実

施

す

る

六、 締 約 玉 は 自 玉  $\mathcal{O}$ 旗 を 掲 げ る 漁 船 が \_  $\mathcal{O}$ 協 定 及 び 締 約 玉 会 議 が 採 択 す る 保 存 管 理 措 置 を 遵 守 すること 並

び に 当 該 措 置  $\mathcal{O}$ 実 効 性 を 損 な う 活 動 に 従 事 L な 1 こと 等 を 確 保 す る た  $\Diamond$ に 必 要 な 措 置 を لح る。

七 締 約 国 は 漁 船 が 自 玉  $\mathcal{O}$ 港 に 寄 港 す る 場 合 に は 当 該 漁 船 上  $\mathcal{O}$ 書 類 漁 具 及 び 漁 獲 物 を 検 査 L 漁 船 内

 $\mathcal{O}$ 魚 類 が 締 約 玉 会 議 が 採 択 す る 保 存 管 理 措 置 に 合 致 す る 方 法 に ょ り 漁 獲 さ れ た ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る ことを 認  $\Diamond$ な

1 限 ŋ 当 該 漁 船 12 関 す る 陸 揚 げ 若 L < は 転 載 を 許 可 せ ず、 又 は サ ピ ス を 提 供 L な 11

八、 ۲  $\mathcal{O}$ 協 定 は そ  $\mathcal{O}$ 効 力 発 生  $\mathcal{O}$ 後 に ک れ に 加 入 す る 玉 又 は 地 域 的 な 経 済 統 合  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 機 関 に 0 7 て は、 加

入 書  $\mathcal{O}$ 寄 託  $\mathcal{O}$ 後  $\equiv$ + 日 で 効 力 を 生 ず る。